

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 26 年 5 月

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等関係公文書 (写)



国水政第86号
平成26年3月19日

社会資本整備審議会会長
福岡捷二殿

国土交通大臣
太田昭宏



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

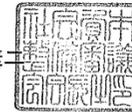
標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更を行いたいので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求める。



国社整審第12号
平成26年4月24日

河川分科会
分科会長 福岡捷二殿

社会資本整備審議会
会長 福岡捷二



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について（付託）

平成26年3月19日付け国水政第86号により当審議会に意見を求められた河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成25年4月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,046河川
河川延長	88,045.4km

2 今回の一級河川指定等(案)

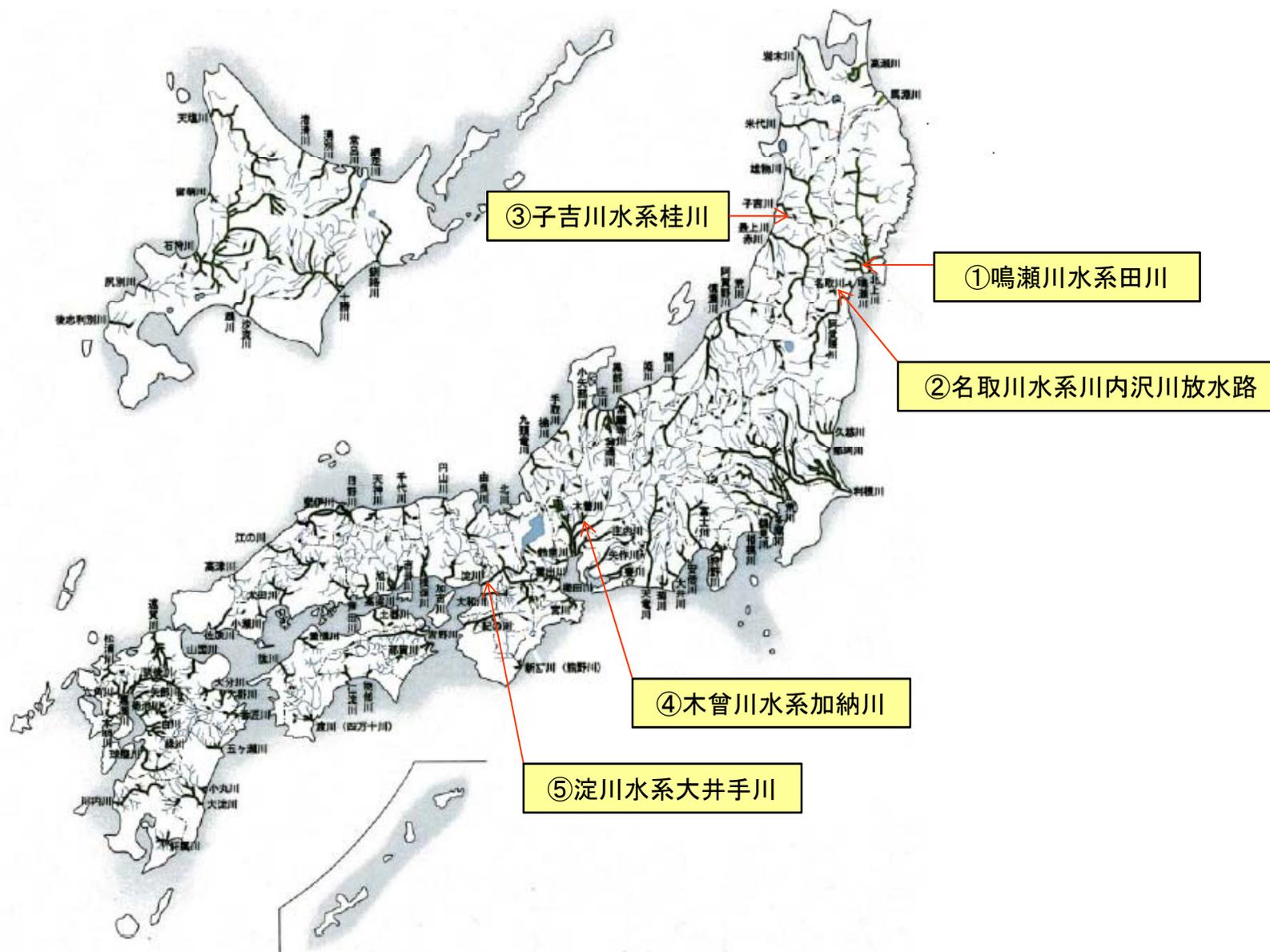
(1) 新規	1河川	5.6km
(2) 変更増	3河川	1.1km
(3) 変更減	1河川	△1.4km

合計	5河川	5.3km
----	-----	-------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,047</u> 河川
河川延長	<u>88,050.7</u> km

一級河川指定等(案)の全国位置図



一級河川指定等(案)一覧表

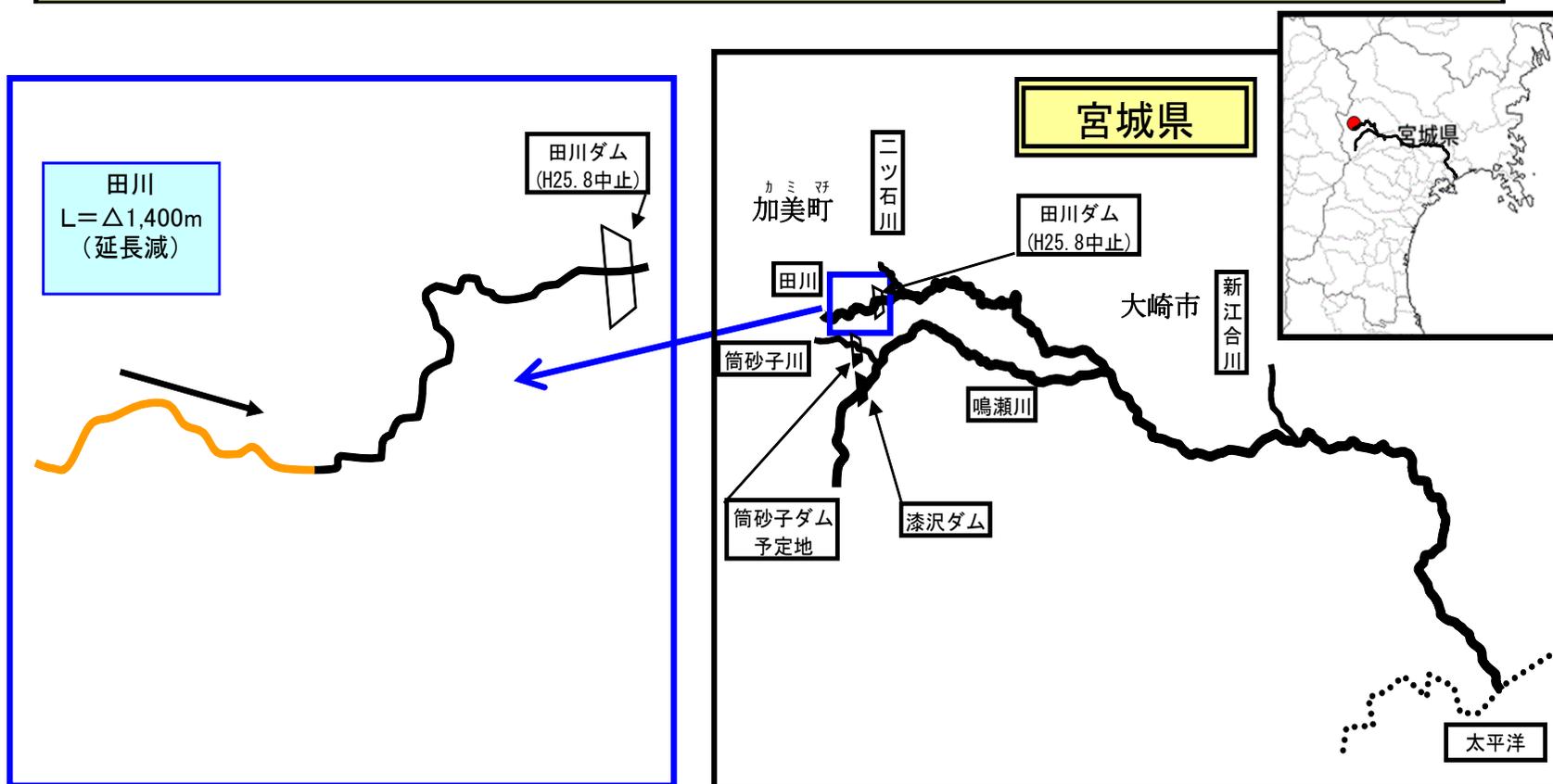
	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長 (km)			指定等の理由	
					新規	変更			廃止
						増	減		
①	ナルセガワ 鳴瀬川	タガワ 田川	宮城県 (加美町)	変更			(22.9) △1.4	鳴瀬川総合開発事業についてのダム検証の結果、平成25年8月に田川ダムの建設が中止になったことから、ダムの影響範囲でなくなった区間について上流端を変更(延長減)。	
②	ナトリガワ 名取川	カワウチサワガワハウスイロ 川内沢川放水路	宮城県 (名取市) (岩沼市)	新規指定	5.6			川内沢川流域における氾濫被害防止のため、川内沢川放水路の整備が行われているが、平成25年度に完成したことから、同放水路を一級河川として指定。	
③	ヨヨシガワ 子吉川	カツラガワ 桂川	秋田県 (由利本荘市)	変更			(2.4) 0.4	桂川の下流域における氾濫被害防止のため、上流区間の河川改修(掘削等)に平成26年度より着手することから、その整備に必要となる区間について上流端を変更(延長増)。	
④	キノガワ 木曾川	カノウガワ 加納川	岐阜県 (大垣市)	変更			(1.9) 0.5	加納川の下流を流れる水門川流域における氾濫被害防止のため、加納川の上流区間において調節池の整備に平成26年度より着手することから、その整備に必要となる区間について上流端を変更(延長増)。	
⑤	ヨドガワ 淀川	オオイテガワ 大井手川	京都府 (木津川市)	変更			(1.8) 0.5	△0.3	土地区画整理事業の施行に伴う大出手川の付替え工事が平成25年度に完成したことから、同河川の区間を変更。

(注) () 書は、今回の指定変更後の延長 (km) である。

①鳴瀬川水系略図（田川）

河川指定等の概要

鳴瀬川総合開発事業（田川ダム建設）についてダム検証を行った結果、平成25年8月に鳴瀬川総合開発事業（田川ダム建設）と筒砂子ダム建設事業を統合し、筒砂子ダムの規模拡大により田川ダムの建設を中止することになったことから、ダムの影響範囲でなくなった区間について上流端を変更するもの（延長減）。



鳴瀬川水系田川位置図

加美町

田川ダム
(H25. 8中止)

田川
L = Δ 1, 400m (延長減)

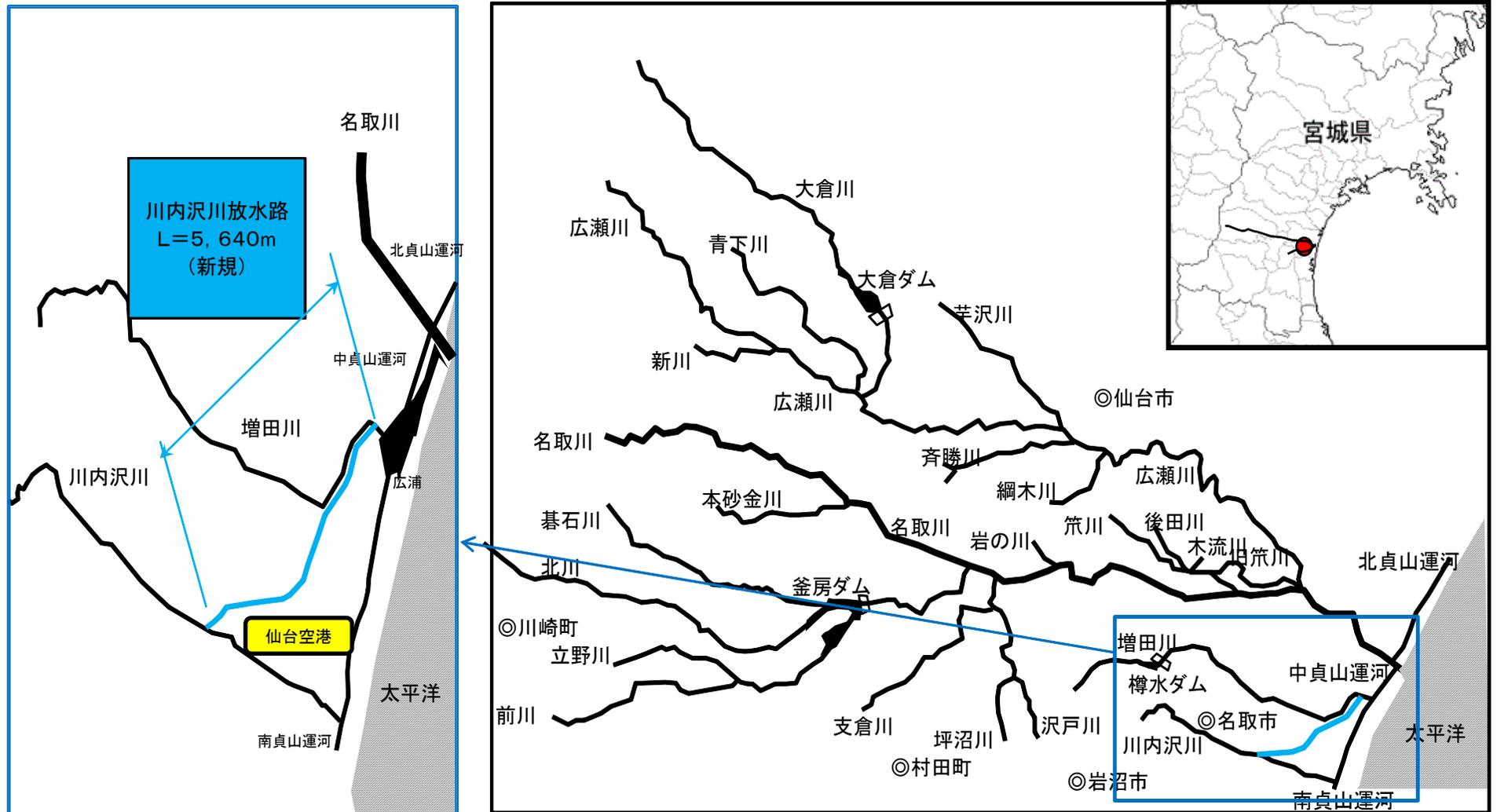
国土地理院発行 (H14. 12. 1)
1:25,000地形図を使用

1/25,000

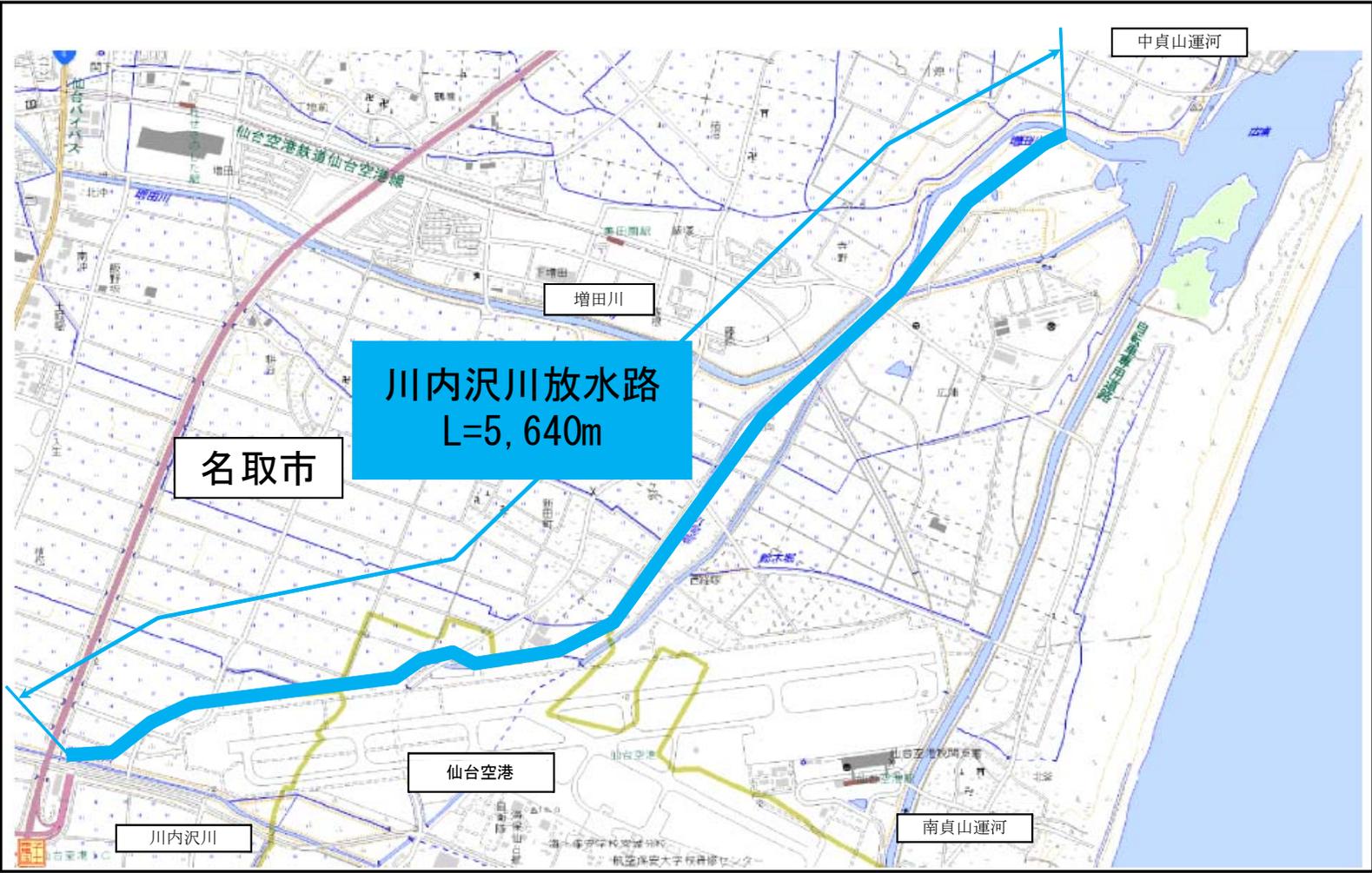
②名取川水系略図（川内沢川放水路）

河川指定等の概要

平成6年9月の集中豪雨により仙台空港をはじめ甚大な被害を受けたことから、川内沢川流域の氾濫被害防止のため、洪水を増田川に流下させる川内沢川放水路（L=5.64km）の整備が行われてきたところ、平成25年度に完成したことから、同放水路を一級河川として指定するもの。



名取川水系川内沢川放水路 位置図

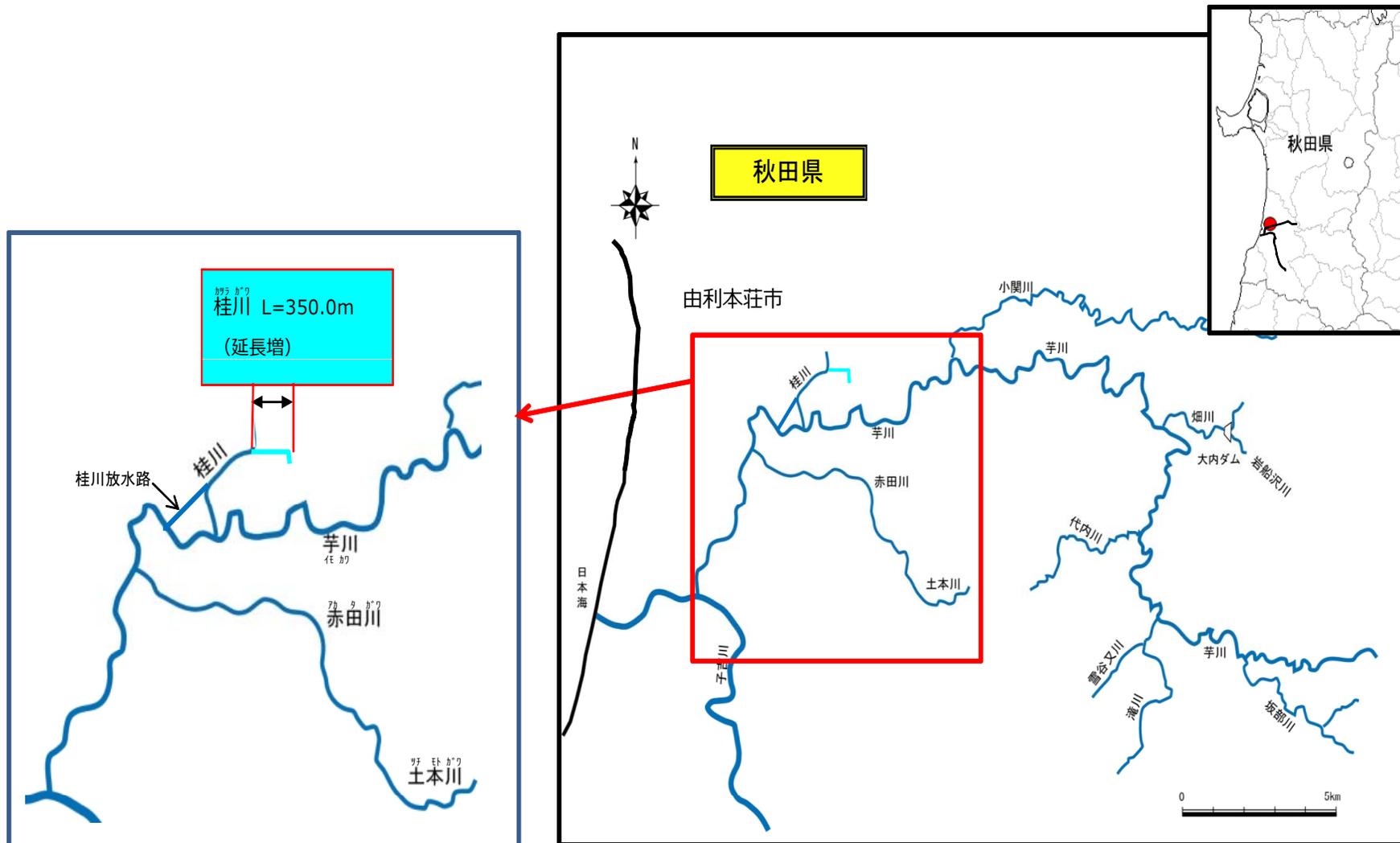


1/25, 000

③子吉川水系略図（桂川）

河川指定等の概要

これまで桂川の下流域の築堤、放水路等の河川改修を行ってきたところ、平成26年度よりJR羽越本線との交差箇所より上流区間を河道掘削等の河川改修に着手することから、その整備に必要となる区間について上流端を変更するもの（延長増）。

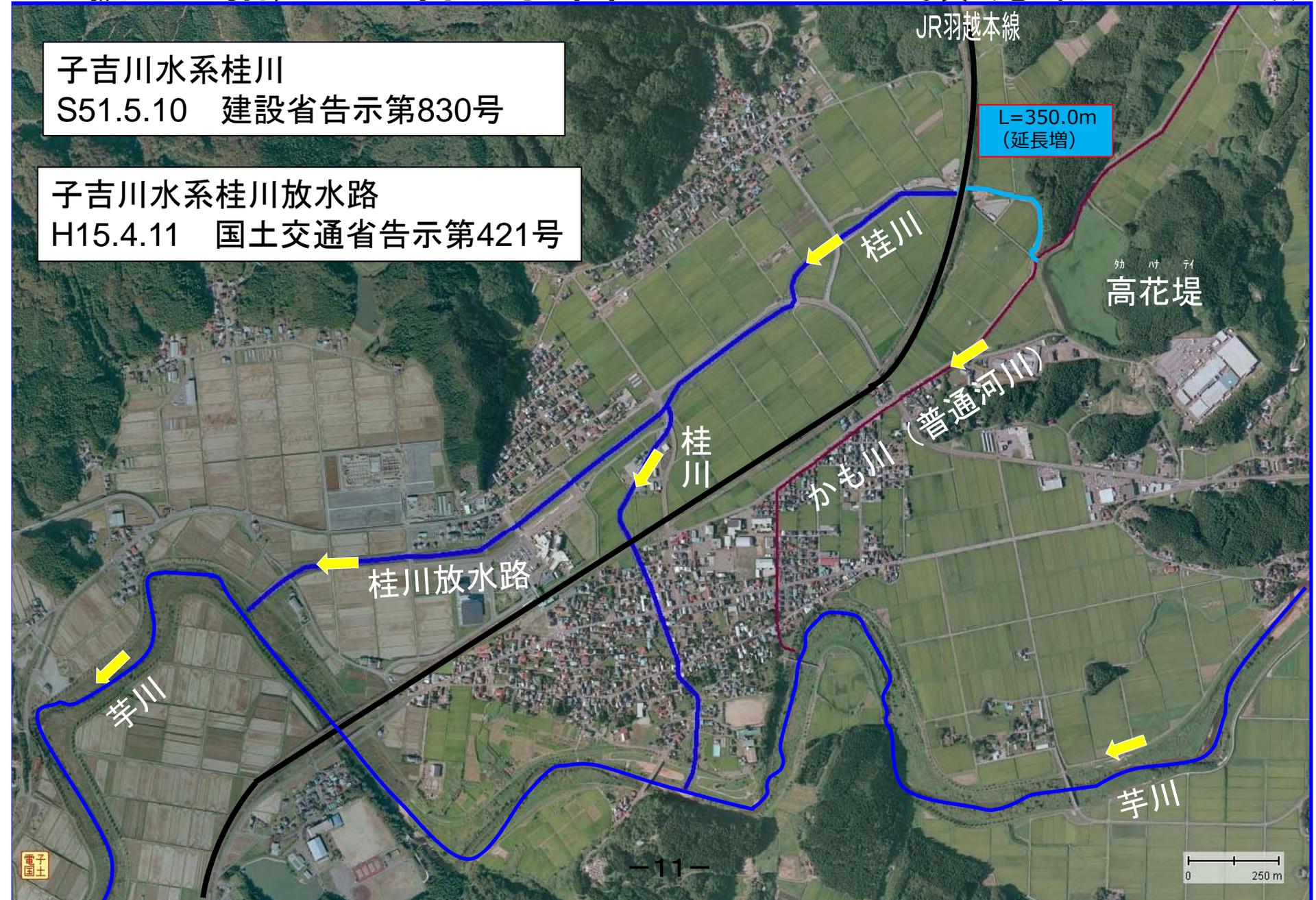


一級河川指定 子吉川水系桂川

上空写真 (電子国土ポータルより)

子吉川水系桂川
S51.5.10 建設省告示第830号

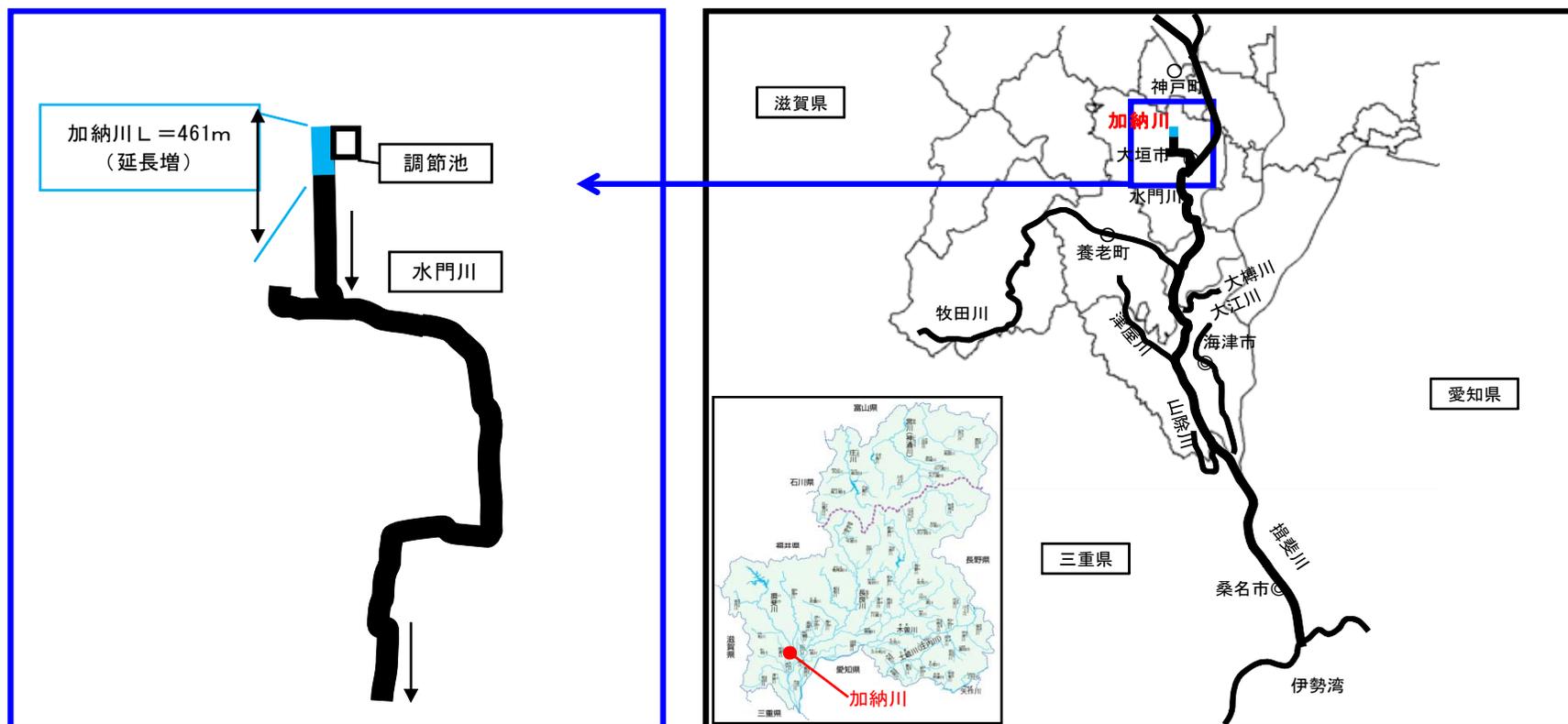
子吉川水系桂川放水路
H15.4.11 国土交通省告示第421号



④木曾川水系略図（加納川）

河川指定等の概要

加納川の下流を流れる水門川流域における氾濫被害防止のため、加納川の上流区間において調節池の整備を計画しているが、調節池の設置位置を更に上流に変更し、平成26年度より着手することから、整備に必要となる区間について上流端を変更するもの（延長増）。



木曾川水系加納川位置図

ゴウ ド 町
神戸町

調節池

加納川
L=461m
(延長増)

材 ガ キ シ
大垣市

水門川
(加納川合流河川)

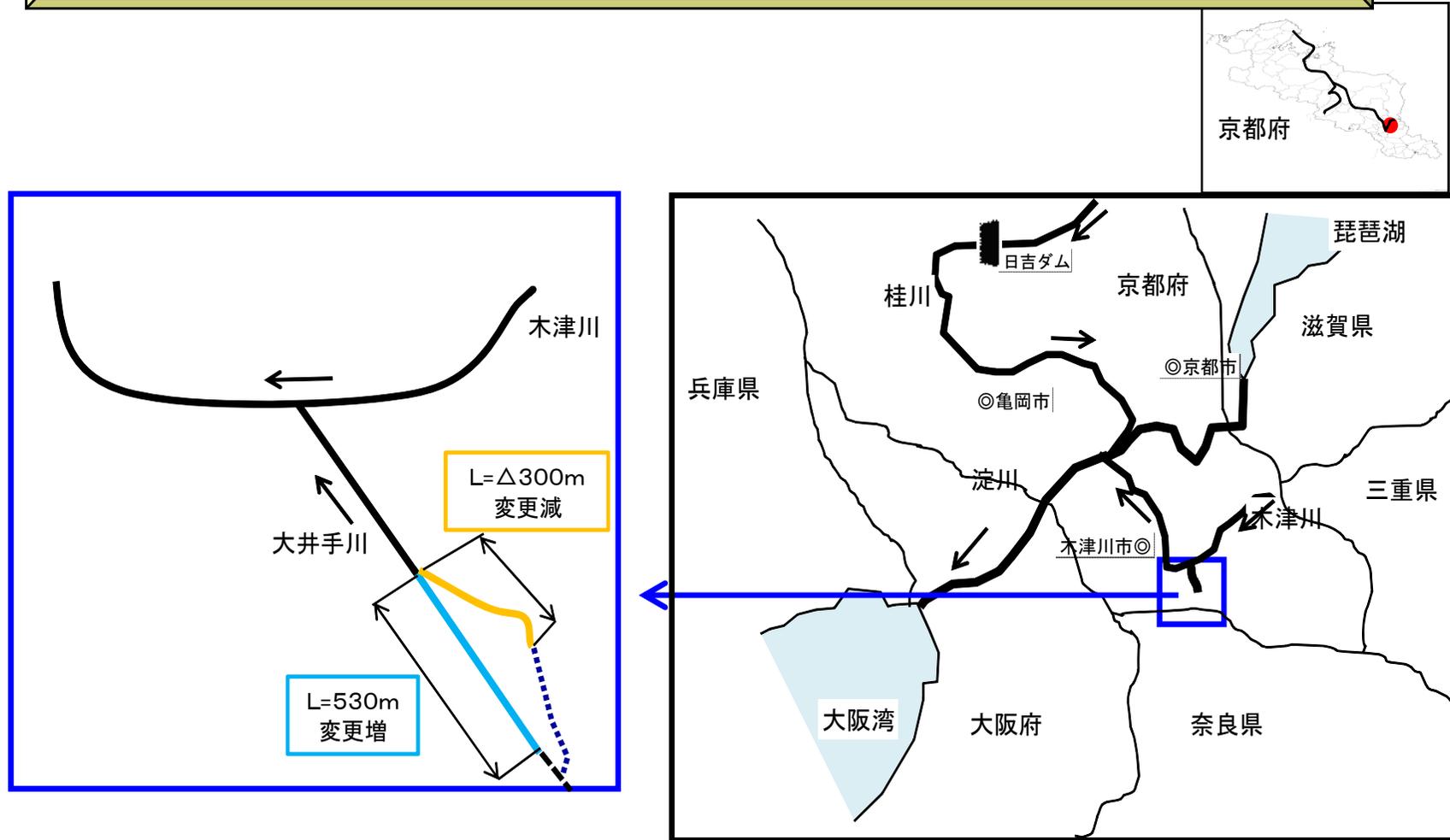
JR大垣駅

1/25,000

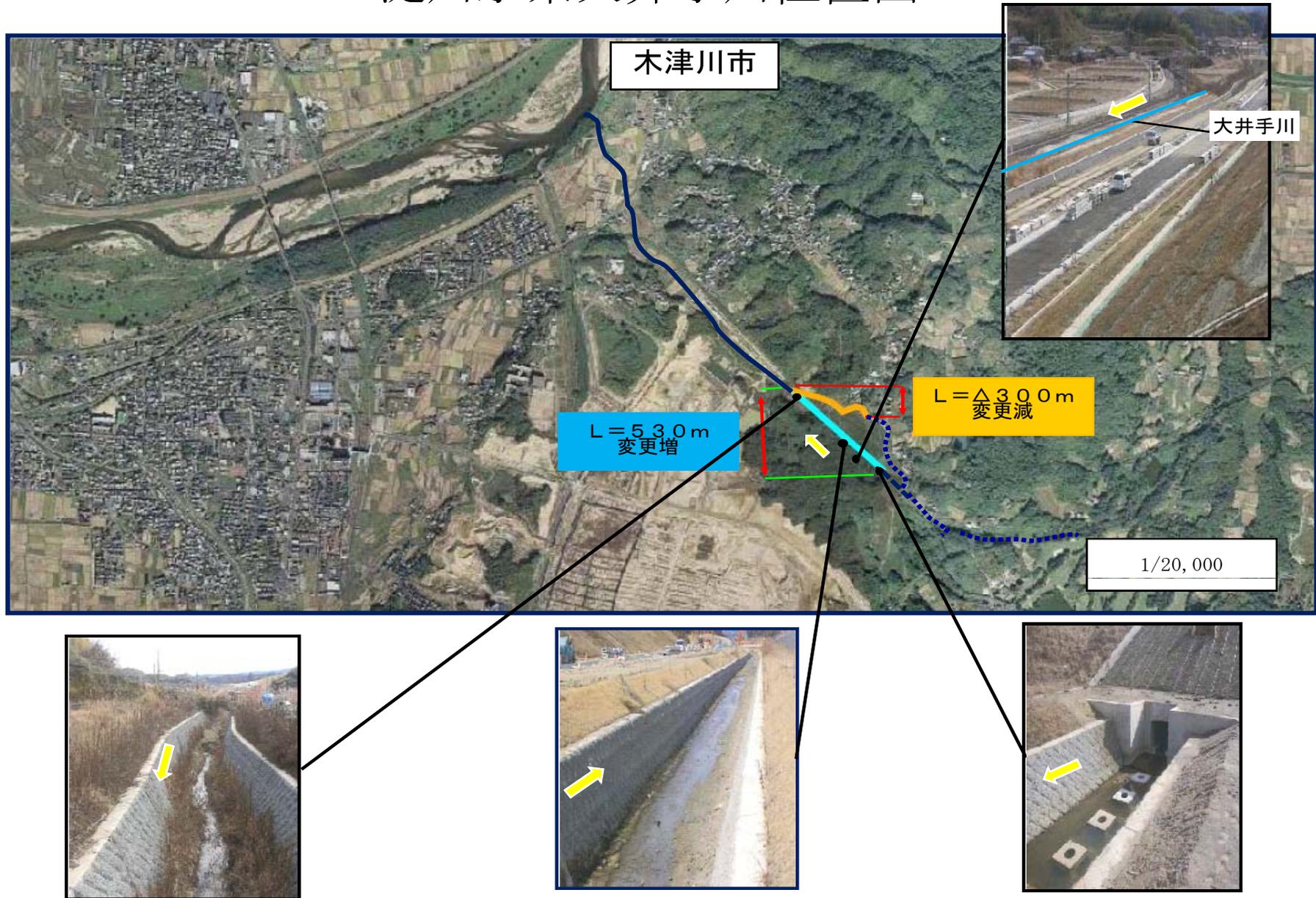
⑤淀川水系略図（大井手川）

河川指定等の概要

関西文化学術研究都市の建設に関する計画に沿って行われている土地区画整理事業の施行に伴う一級河川大井手川の付替え工事が平成25年度に完成したことから、同河川の区間を変更するもの。



淀川水系大井手川位置図



一級河川指定の視点

どのようなものを一級河川指定しているか

一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用の状況等から一級河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で次の1～5のいずれかに該当するもの

1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要があること

②川内沢川放水路(宮城県)
③桂川(秋田県)
④加納川(岐阜県)

2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われること

3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等があること

今回は該当なし

4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

5 その他、既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により河川の名称、上下流端の変更又は廃止等が生じるもの

①田川(宮城県)
⑤大井手川(京都府)

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 第九十九号
 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。
 川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第一条の三の規定に基づき、公示する。
 国土交通大臣 木田 昭宏

表一 鳴瀬川水系

変更	区分		名称	区	
	新	旧		上流端	下流端
田川		田川	宮城県加美郡宮崎町宮崎字北四十一番五地先 同町宮崎字田代岳国有林九林班二小 班地先	鳴瀬川への合流点	鳴瀬川への合流点

表二 名取川水系

指定	区分		名称	区	
	新	旧		上流端	下流端
川内沢川放水路		川内沢川からの分派点		増田川への合流点	増田川への合流点

表三 子吉川水系

変更	区分		名称	区	
	新	旧		上流端	下流端
桂川		桂川	秋田県利根郡大内町岩谷麓字高原二番四十九番の二地先 同町岩谷麓字野崎百二十八番の二地先	芋川への合流点	芋川への合流点

表四 木曾川水系

変更	区分		名称	区	
	新	旧		上流端	下流端
加納川		加納川	大垣市西之川町一丁目四一番三地先 同市同町二丁目一七番五地先	水門川への合流点	水門川への合流点

表五 淀川水系

変更	区分		名称	区	
	新	旧		上流端	下流端
大井手川		大井手川	京都府相楽郡木津町字鹿背山小字熊ヶ崎四十五番地先 同町同字小字鎌研百十一番地先	木津川への合流点	木津川への合流点

備考
 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示す。
 (三) 区分欄中「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
 (四) 区分欄中「新」は、「旧」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。